

令和5年度第1回 豊島区介護保険集団指導

対象事業所：地域密着型通所介護

人員・運営等の基準

- ▶ 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成25年3月25日豊島区条例第12号）
- ▶ 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行規則（平成25年3月25日豊島区規則第20号）
- ▶ 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行要領（平成27年9月16日27豊保介発第1642号）

介護報酬等の基準

- ▶ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
- ▶ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
- ▶ 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）

人員基準に係る用語の定義

▶ 常勤

地域密着型通所介護事業所における勤務時間が、事業所の就業規則等において定めている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。

※正規・非正規の別を問うものではありません。

(例)

常勤の従業者が勤務すべき時間数が「週40時間」と就業規則で定められている事業所

Aさん（8時間/日、週5日勤務）・・・ **常勤**

Bさん（4時間/日、週5日勤務）・・・ **非常勤**

生活相談員の配置①

▶ 生活相談員（専従要件あり）

- サービスの提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計をサービスを提供している時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数
- 生活相談員又は介護職員のうち、常勤1人以上

▶ ポイント

- サービスの提供日ごとに基準を満たす必要があります。
- サービス提供時間帯に勤務した時間数のみ算入できます。
- （サービス提供日ごとに）生活相談員の勤務時間数の合計が、サービス提供時間数を上回る必要があります。

生活相談員の配置②

(例)

サービス提供時間：9:00～17:00

営業日：月～金曜日(週5日)

生活相談員 A：9:00～17:00(①)か15:00～17:00(②)の勤務

生活相談員 B：9:00～13:00(③)か13:00～17:00(④)の勤務

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---------|---|----|---|---|----|
| 生活相談員 A | ① | × | ① | ② | ② |
| 生活相談員 B | × | ③④ | ④ | ③ | ③④ |

人員基準違反！！

介護職員の配置①

▶ 介護職員

単位ごとに、サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計をサービスを提供している時間数で除して得た数が、

1. 利用者の数が15人までの場合にあっては1以上
2. 15人を超える場合にあっては1に15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数以上

(例)利用者18人のとき

$$1 + (18\text{人} - 15\text{人}) \div 5 = \mathbf{1.6}$$



1人・・・×
2人・・・○

▶ ポイント

- サービス提供時間帯に勤務した時間数のみ算入できます。
- (単位ごとに) 介護職員の勤務時間数の合計が、サービス提供時間数を上回る必要があります。

介護職員の配置②

▶ (利用定員が10人以下) 看護職員及び介護職員の員数

サービスを提供している時間帯に看護職員または介護職員が勤務している時間数の合計をサービスを提供している時間数で除して得た数が1以上とすることができる

※単位ごとに満たす必要あり

▶ ポイント

以下の職員は**常時1人以上確保する必要があります。**

利用定員が10人を超える場合・・・介護職員

利用定員が10人以下の場合・・・介護職員または看護職員

その他の従業者の配置

▶ 看護師または准看護師

- 単位ごとに1以上となるために必要な数
- 提供時間帯を通じて専従する必要はないが、通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする

▶ 機能訓練指導員

- 1人以上

人員基準は、運営指導で必ず確認するポイントです。
人員基準違反とならないよう、適切な人員配置を行ってください。

内容及び手続の説明及び同意

▶ 重要事項の説明

サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用申込者又はその家族に対し、文書を交付して説明を行い、同意を得る必要があります。

- 運営規程の概要
- 職員の勤務体制
- 事故発生時の対応
- 苦情処理の体制
- 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）

サービスの提供を行うにあたり①

▶ 地域密着型通所介護計画に基づいたサービスの提供

指摘となった主なケースは、以下のようなものです。

- サービスの提供にあたり、あらかじめ地域密着型通所介護計画が作成されていなかった。
- 地域密着型通所介護計画に位置付けられたサービスの所要時間と、実際にサービスの提供が行われた所要時間が異なっている。
- 地域密着型通所介護計画に位置付けられたサービスの提供回数と、実際にサービスが提供された回数が異なっている。

サービスの提供内容が、地域密着型通所介護計画と相違ないようになしてください。

サービスの提供を行うにあたり②

▶ 屋外におけるサービスの提供

サービスの提供は事業所内で行うことが原則です。ただし、以下の条件をいずれも満たす場合には、屋外でサービスを提供することができます。

- あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること。
- 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

屋外でサービスを提供する場合には、提供するサービスの内容が利用者にとって「効果的な機能訓練等」であるかを必ず検討してください。

地域密着型通所介護計画の作成①

▶ アセスメントとは

利用者の心身の状況を把握・分析し、地域密着型通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすること。

アセスメントは、地域密着型通所介護計画の作成に先立って行う必要があります。

▶ アセスメントに関する主な指摘

- アセスメントが（適切な時期に）行われていない。
- アセスメントは行われているが、地域密着型通所介護の提供によって解決すべき問題状況が明らかになっていない。

地域密着型通所介護計画の作成②

▶ 居宅サービス計画との整合性

地域密着型通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成する必要があります。

- ・ 居宅サービス計画に位置付けられているサービスが、地域密着型通所介護計画に位置付けられていない
- ・ 居宅サービス計画に位置付けられていないサービスが、地域密着型通所介護計画には位置付けられている
- ・ 居宅サービス計画に位置付けられたサービスの所要時間が、地域密着型通所介護計画で記載されている所要時間と異なる

地域密着型通所介護計画の作成③

▶ サービスの実施状況と目標の達成状況

それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録が必要です。

また、実施状況や評価について利用者又は家族に説明が必要です。

- ・ 提供したサービスの目標の達成状況の記録がない。
- ・ 地域密着型通所介護計画の実施状況や評価について、利用者又は家族に説明が行われているか確認できない。

指摘の可能性あり

令和3年度改正のポイント

▶ 感染症・災害への対策強化

- 感染症対策の義務付け（委員会の開催、訓練の実施等）
- 業務継続計画の策定

▶ 地域包括ケアシステムの推進

- 認知症介護基礎研修受講の義務付け

▶ 介護人材の確保・介護現場の革新

- ハラスメント対策の義務付け
- 諸記録の保存等の電磁的記録化

※対面・文書による方式を拒むものではありません。

おわりに

▶ 令和5年度の運営指導

9月中旬より実施を予定しております。

対象事業所には1か月前までに実施通知を発送します。

ありがとうございました

- ▶ 介護保険課（事業者指導・監査グループ）
- ▶ TEL：03-3981-1474 FAX：03-3981-6208
- ▶ Email：A0029026@city.toshima.lg.jp